

第1376回東京都建築審査会
同意議案

同 意 議 案

開催日時 令和 7 年 10 月 20 日 午後 1 時 34 分～午後 2 時 18 分

開催場所 東京都庁第二本庁舎 31 階 特別会議室 21

出席者 委 員 杉 藤 崇

〃 伴 宣 久

〃 関 葉 子

〃 加 藤 仁 美

〃 八 木 佐千子

〃 木 下 一 也

〃 薩牟田 洋 美

幹 事 青木市街地建築部長

幹 事 茂木多摩建築指導事務所長兼建築指導第一課長

書 記 小林市街地建築部調整課長

〃 佐藤市街地建築部建築指導課長

〃 目崎建築指導事務所建築指導第二課長

〃 平栗建築指導事務所建築指導第三課長

○小林書記 ただいまから、第 1376 回東京都建築審査会を開催いたします。

それでは、本日の議題につきまして申し上げます。

本日の議題は、お手元に配付してございますとおり、1 番目に同意議案としまして、個別審査分 4 件、一括審査分 3 件、計 7 件のご審議をお願いします。

2 番目に、協議・報告事項がございます。

以上が、本日の議題でございます。

なお、関委員から、6 建審・請第 2 号及び 7 建審・請第 3 号審査請求事件の議題に関して、回避の申し出をいただいております。関委員には、当該事件の協議、報告事項の際には退席をお願いいたします。

それでは、議長、よろしくお願ひいたします。

<傍聴人入室>

○杉藤議長 それでは、同意議案の審議をいたします。

傍聴人の方に申し上げます。

お手元にお配りしておりますとおり、東京都建築審査会運営規程第 3 条によりまして、傍聴は静粛を行い、会議における発言に対して拍手その他の方法により賛否を表明する等、発言を妨害しないこと。

みだりに席を離れ又は談笑するなどの方法により、会議の秩序を乱し、又は会議の妨害をしないこと。

議長の許可のない写真撮影・録音をしないこと。と定められております。

また、議長の指示に従わない場合には退場を命じることもございますので、よろしくお願ひをいたします。

それでは、事務局からご説明をお願いします。

○小林書記 最初は、多摩建築指導事務所が所管いたします個別審査案件の説明となります。それでは、多摩建築指導事務所よりお願いいたします。

○茂木幹事 それでは、説明をさせていただきます。

議案第 1028 号から第 1030 号についてでございますが、同一の申請者で、それぞれが隣接する案件であるため、3 件合わせてのご説明とさせていただきたいのですが、よろしいでしょうか。

○杉藤議長 はい。お願いします。

○茂木幹事 それでは、合わせて説明させていただきます。

共通事項につきましては、議案第 1028 号の資料にてご説明いたします。

それでは、まず 1028 号でございます。

本件は、一戸建ての住宅を新築するに当たり、法第 43 条第 2 項第 2 号の適用について許可申請がなされたものです。

建築物の概要につきましては、様式 2 の表をご覧ください。

調査意見（2）にございますように、一部の幅員が 4 m の幅員の中に位置づけする敷地において、将来にわたって幅員 4 m 以上の道を確保する道の協定について、権利者全員の承諾が得られないことから、一括許可同意基準により取り扱うことができず、個別審査をお願いするものでございます。

1 枚おめくりいただき、様式 3 、上段の案内図をご覧ください。

申請地は、稻城市平尾二丁目に位置してございます。本件に係る道は、配置図の赤色でお示ししたとおり、西側で法 42 条 1 項 1 号の道路に接続する、現況幅員が 3.380m から 4.517 m 、延長 164.634m の道でございます。

2 枚おめくりいただきまして、2-1 ページの「協定内容説明図」をご覧ください。

左側の黄色に塗られている部分が、建築基準法第 42 条第 1 項の道路でございます。この道から右側に引き続いて赤色に塗られている部分が本件の道です。

本件の道は、地番 K 前面の柵や、地番 G などの前面にあるコンクリートブロック塀により、幅員が 4 m に満たない部分があり、道の最小幅員は地番 K 前面の 3.380m となってございます。

この道の北側に接して桃色に塗られている部分が、協定の中で、将来、塀等を後退し、幅員 4 m の確保を図る部分でございます。

左上、公図の写し、及び右下、道の所有者一覧表に示すとおり、本件道に関わる権利者のうち今回許可申請に際して承諾が得られているのは、11 名中 10 名でございます。

1 枚おめくりいただき、協定内容説明図の 2 枚目、2-2 ページをご覧ください。

2-1 ページの右端から、引き続き中段までを示してございます。

1 枚おめくりいただき、3-1 ページ及び 3-2 ページが写真地図となります。

3-3 ページの現況写真をご覧ください。

写真①は、建築基準法の道路から、今回協定通路を写したもので砂利敷き部分から協定通路になります。

写真③、④は、右側の柵により、現況を含んだ 3.380m の部分を写したもので。

写真⑤から⑧までは、今回の申請敷地を撮影したものになります。図の幅員は現況 4 m を確保しており、この 3 敷地に一戸建ての住宅を 3 棟新築する計画でございます。

この敷地は、全体3棟を合わせて約380m²でございまして、それを敷地分割し、3つに分けたものでございます。

1枚おめくりいただき、4ページの配置図をご覧ください。

当該の道は行き止まりであるため、敷地の北東側に回転広場に準ずる空地を設けております。

また、道の反対側である敷地南東側にはフェンスを設けず、相互に避難が可能とすることにより、隣地への避難経路を確保した計画としてございます。

加えて、外壁及び軒裏は防火構造とし、外壁面から敷地境界線までの距離を50cm以上確保した計画としております。

さらにおめくりいただき、5-1、5-2ページで平面図、6ページに立面図、7ページに断面図を添付してございますので、ご参照ください。

引き続き、議案第1029号につきまして説明いたします。

本件についても、同じく一戸建ての住宅を新築するに当たり、43条第2項第2号の適用について許可申請がなされたものです。

説明が重複する部分については割愛させていただきまして、4ページの配置図からご覧ください。

計画建築物は、議案1028号と同様、敷地の北東側に回転広場に準ずる空地を設けてございます。また、敷地の南東側に隣地への避難経路を確保した計画としております。

加えまして、外壁及び軒裏は防火構造とし、外壁面から隣地境界線までの距離を50cm以上確保した計画としております。

さらにおめくりいただきまして、5-1、5-2ページに平面図、6ページに立面図、7ページに断面図を添付してございますので、ご参照ください。

続きまして、議案第1030号についてご説明いたします。

同様に、一戸建ての新築住宅を建設するに当たり、法第43条第2項第2号の適用について許可申請がなされたものでございます。

一部、説明が重複する部分については割愛させていただきまして、4ページの配置図からご覧ください。

計画建築物は、1028号、1029号と同様に、敷地の北東側に回転広場に準ずる空地を設けてございます。

また、敷地の北西側に隣地への避難経路を確保した計画としてございます。

加えまして、外壁及び軒裏は防火構造とし、外壁面から隣地境界線までの距離を50cm以

上確保した計画としてございます。

さらにおめくりいただきまして、5-1、5-2 ページに平面図、6 ページに立面図、7 ページに断面図を添付してございますので、ご参照ください。

恐れ入りますが、最初の 1028 号の様式 2 にお戻りください。

3 の所見に述べたとおり、現況の道は将来にわたり維持管理されるものと見込まれるとともに、幅員が不足する部分も将来的に後退して、4 m を確保することが協定に盛り込まれていること。今回の建築計画についても、防火、避難上の一定の配慮がなされていることから、本件は、交通上、安全上、防火上及び衛生上、支障がないものと認め、許可したいと考えてございます。

説明は以上でございます。

○杉藤議長 ありがとうございます。

ただいまの説明に対しまして、委員の方からご質問、ご意見がありましたらお願ひします。
関委員。

○関委員 敷地分割があったということですが、この写真は全部、同じ写真だと思うので、これは、6、7、8 の写真は共通で、この赤で囲まれた部分を均等に割るようなイメージですか。

○茂木幹事 はい。お話のとおり、全体のところが赤で囲まれています、これを 3 等分してございます。

○関委員 回転広場に準ずる空地部分が、図面で斜線で示されていますが、これは道路状、舗装するような感じになるんでしょうか。

○茂木幹事 この斜線の部分は、2.5m から、掛ける 5 m という車の位置を示したものでございまして、車道としてはないんですが、周囲と同じように扱って、アスファルト舗装かどうか分かりませんが、舗装はされます。

○関委員 この場所に関してはそんなに、しかも 3 つもあるから特に必要ないんですが、もし、実際に転回するのに必要な部分の場合は、多少アスファルトっぽくしないと、よその車が入っていいか分からないような、「突っ込んだら怒られるかな」みたいな感じになると、なかなか実際に転回できないので、本件はいいですが、今後、実際、結構ここで行き止まりとか転回することが多いかなという場所は、そういう配慮があつていいかなと思います。

○茂木幹事 アルファルトっぽく舗装したほうがいいかと。

○関委員 少なくとも、アルファルトではないにしても、「ここは車を転回していいんだよ

ね」という。人の敷地に入り込んじゃってというと結構遠慮することもあるので。ここが余りそういうふうになつてないというか、「ここは転回するぐらいはいいよね」と思えるような雰囲気になっているといいなと思います。

○茂木幹事 貴重なご意見をありがとうございました。

○杉藤議長 ありがとうございます。ほかはいかがでしょうか。

木下委員。

○木下委員 1030号についてお聞きしたいんですが、この通路の先はどういうふうになつているのでしょうか。

ページを拝見しますと、今回の道路の側に転回部分というのがありますて、車で入つてくると、どういう形で転回場所に入るのか、あるいはUターンで出るのでしょうか。

4ページの下のほうに頭を突っ込んでバックで入れるという感じかなと思ったんですが、この下のほうが今回の道路と別なものですから、展開部分イコール駐車場なのかというのも含めまして、その辺教えていただければ。

頭から突っ込んで、出るときはバックで出していくという手がないわけではないんですが、運転スキルによってどうかなと思ったので。

○茂木幹事 車としては、この先のほうは行き止まりというふうになつていますので、ここはバックしにくい。スキルによっては転回しにくいところはあるかと思います。おっしゃるとおりでございます。

ここは3軒並んで転回広場を設けているものですから、そこら辺は多少やりにくいくらいはあっても、支障なく転回して戻れるかと思います。

○杉藤議長 関委員。

○関委員 私は今のところを勘違いしていて、ここが行き止まりみたいになつているとすると、この長さでバックするのは多分無理だと思うので、実際、転回せざるを得なくて。

もう計画てしまっているからしようがないですが、本当は、こういうのだと、少なくとも2軒の回転広場に準ずる空地をくつけて一緒にすると、1軒分の太さはなくても、たとえ2mずつであったとしても2軒分がくつつくようにして設定されていると、すごく広くなつて、転回がしやすいというか。

本当は、同じ業者が分割するので、1か所でしっかり転回できて、その代わり少し小さくてもいいとかのほうが、現実には使いやすくていいだろうと思います。公平性の問題とかはあると思うんですが、本当は、2軒はくつづいているといいですね。

○茂木幹事 ありがとうございます。確かにおっしゃるとおりで、2軒くつづいていると広

く使えるというのが、ほかの事例等でもあるかと思います。

今回の事例において、建物のほうが少し高くなっていて、下が全部、平場となっています。今回、2.5mの斜線で示しているところは、車1台分のスペースということで置いてあります。その横にも余裕あるスペースがございますので、その分は、今回については横がつながってなくても十分できるかなと判断したものでございます。

○杉藤議長 ありがとうございます。

ほかはよろしいでしょうか。どうぞ。

○伴委員 同意の状況なんですが、所有者Jというのが、長い道路の一番入り口側を所有していると思われるんですが、反対というか、同意していただけない理由はどんな感じなんでしょうか。

○茂木幹事 こちらのほうについては、「基本的には反対はしていないけれども、実印は押したくない」という方でございまして、やむを得ずこのような形になったものでございます。

○杉藤議長 ありがとうございます。

ほかはいかがでしょうか。どうぞ。

○加藤委員 確認ですが、この回転広場の部分というのは駐車場に使ってもいいと考えでいいのでしょうか。基本的なことですが、どうなっているんでしょうか。

○茂木幹事 スペースとして空いているのが望ましいと思いますし、今回は、横に駐車スペースが1台分ございます。2028号、29号についてはございます。

ここは駐車場に絶対だめということはなかなか言えないかと思うんですが、十分なスペースとして取ってございます。

○加藤委員 3件中2件については、回転部分以外に駐車できるスペースがあるというご説明ですか。

○茂木幹事 はい。今回の案件についてはございます。

○加藤委員 分かりました。ありがとうございます。

○杉藤議長 関委員。

○関委員 何度もすみません。

駐車は多分していることはないんじゃないかと私は思うんですが、なかなか難しいとうか。

先ほどのJの土地で、実印を押したくないというのがあったんですが、実印じゃなければ、認印とか署名ならしてくれるということですか。

○茂木幹事 そのところまでは細かくお聞きしてないので、申しわけございません。

○関委員 分かりました。今後のこととして、もちろん実印でもらうのがベストではあるんですが、実印というのは、あくまでも本人が同意したという証明力が強いというか、間違なく本人が押印したことを意味するというので実印が強いんですが、本人の自署で認め印だったら効果がないかというと、同意したことには変わりはないので。

どうしても押したくないという人でも、せめて自署してもらうだけでも同意したことにはなるので、ましかなとは思います。結局、それがモラルハザードにならないような運用が必要なんですが、ただ、全然同意してくれないよりは担保されるのでいいかなというのは、個人的に思います。

○茂木幹事 貴重なご意見をありがとうございました。

○杉藤議長 八木委員。

○八木委員 先ほど加藤委員も質問していましたが、この回転広場に駐車してはいけないというルールはないと。

今回の場合は割と広く取っているので、これでいいと私も思うんですが、ルールとして、駐車していない、要するに常時空いている回転広場を設けることという規制をかけているのか、かけていないのか。

仮にかけていないとしたら、車を置かれてしまうと災害時とかに回転できないことになってしまうんですが、その辺の矛盾はないのでしょうか。

○茂木幹事 ここはかなり判断が難しいところがございまして、基本的にはやはり、回転広場として常時空いているスペースというのが望ましいところだとは思いますが、今回、基準としても、回転広場またはそれに準ずるものを確保するということで基準として考えておりまして、常時車を止めてない広場というような基準ではないと考えております。

できるだけ、特に行き止まりのところについては、回転広場に余裕があつて、常時車が止まっていないスペースがあることは望ましいとは考えておりますが、基準上では、常時車がないということを担保するものではございません。スペースとしては、次に購入されたとか使用される方によっては、車を置かれる方もいないとは言えないところではございます。

○杉藤議長 いかがでしょうか。

○八木委員 考え方は2つあって、1つは、購入される方にきちんと、「これはそういう意味を持っている場所である」ということをきちんと伝えることが必要だと思うんです。あとは運用なので、仕方ないということもあるかもしれないですが。

もう1つは、これは基準を変える話になってしまいますが、関委員が言っていたように、「区画内でちゃんと1個を確保していなくてもいいよ」という基準を設けるという考え

方もあり得るんじゃないかなとは思いました。

○関委員 2つ合わせてということですか。

○八木委員 2つ合わせてとか、要するに地域でそういうものができていればいいわけですよね。

○関委員 だから、難しいのは、全部にこれをつくらせているので何とも言えない状態になっているというか、本当は、どん詰まりの家とか、どこか1軒しっかりつくっていれば本当はいいのかもしれないんですが、この基準の場合、皆さんがつくられていて。

いい面としては、どこかの家は空いている、ある家は駐車しちゃっているけれども、別の家は空いているとか、みんなが空けていると1軒ぐらいは転回できる場所があるのかなという意味では、今の運用でも何とかなるのかなという感覚は持っているんですが。

ただ、できれば、車を止めないでもらうという意味ではアスファルト舗装にしてもらったほうが、何となく止めちゃいけない気分になるというか。なので、いいかなとは思っています。

これはなかなか難しいですよね。基準をどうするか。

○八木委員 なので、今回の場合、余りにおおらかに空いちゃっているので、「それは無駄じゃないか」という話からの発想ではありますが、逆を言うと、かなり高密度に詰まっているところで、本当に車1台分しか空いてないようなところを回転広場だと言うと、普通に自家用車が止まっていると回転できないという問題があるということですね。

だから、それを、地域というわけにいかないけれども、少なくとも、身障者用駐車場じゃないですが、マークがついていたりするじゃないですか、そういうものをあそこにマークするようなことを、義務にはできないけれども推奨するとか、そういうルールにしたらどうかなと思いました。

○関委員 そうすると、車を止められちゃいますけど。

○八木委員 だから、身障者用のマークじゃなくて、例えば「ここは緊急時は空けなくてはいけない」みたいな、斜線とかあるじゃないですか。そういうものをつけることを条件にするとか。規定を変えるまではいかないけれども、そういったことをきちんと伝えるということをしたほうがいいかなと思いました。

○茂木幹事 ありがとうございました。しっかりと空いている空地として担保する制度なり何かがあったほうがいいのではないかというご意見と存じますが、ご意見があったことは賜りたいと思います。ありがとうございます。

○杉藤議長 ほかはいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、次をお願いします。

○目崎書記 それでは、議案第 2023 号についてご説明いたします。

本件は、一戸建ての住宅を新築するに当たりまして、法第 43 条第 2 項第 2 号の適用について許可申請がなされたものでございます。

建築物の概要につきましては、様式 2 の表をご参照ください。

1 枚おめくりいただきまして、様式 3 をご覧ください。

申請地は、案内図のとおり、小金井市中町二丁目で、中央線東小金井駅から南西に約 700 m の場所に位置しております。

また、本件に関わる道の現況幅員は 3.97m から 4m、延長は 83.55m で、北側で法第 42 条第 1 項第 1 号の道路に接続しております。

このたび、「道に関する協定」において、現況幅員が一部 4m に満たず、また、権利者全員の承諾が得られていないことから、一括審査による許可同意基準に該当せず、個別審査をお願いするものでございます。

2 枚おめくりいただきまして、2-1 の「協定内容説明図」をご覧ください。

こちらの図は、左側が北向きになっておりまして、ページ真ん中の地番 W、及び地番 H が申請地となっております。

また、黄色に塗られている部分が建築基準法による道路で、赤色に塗られている部分が本件に関わる道です。さらに、詳細図において桃色に塗られている部分が、道の将来後退部分でございます。

幅員が 4m に満たない部分については、それぞれ現況から図面の上側、方角で言いますと、東側に将来後退し、4m 以上の幅員を確保する協定となっております。

なお、本道における法第 43 条に基づくこれまでの許可につきましては 4 件ございまして、協定内容説明図の図面真ん中辺り、地番で言いますと地番 U 及び地番 V の 2 件が令和 4 年に、図面右側のほうの地番 X、及び地番 Y の 2 件が平成 28 年にございました。

1 枚おめくりいただきまして、2-2 のページ、「道の所有者一覧表」をご覧ください。

まず、全体の承諾状況ですが、ページ右下に記載をしてございます。関係権利者 129 名中 26 名の承諾が得られております。

一方で、承諾が得られない大半の方は、当該道の西側に立地しております 2 棟の分譲マンションの区分所有者の方々となっております。

全体を見ますと承諾の人数が非常に少ない状況でございますが、マンションの区分所有

者を除きますと、ページ左上に記載してございます 19 名中 18 名からの承諾が得られている状況にございます。

なお、区分所有者の土地であります地番 J と地番 K につきましては、地目が公衆用道路に登記されてございまして、現在では道路状に整備がなされてございます。

1 枚おめくりいただきまして、3 ページの現況写真をご覧ください。

申請敷地は、ページ右上の写真⑤の敷地になります。

また、本件の道は、写真③、④のとおり、道路状に整備がなされており、敷地との境界も明確になってございます。

1 枚おめくりいただきまして、4 ページの配置図をご覧ください。

計画建築物は、外壁面から隣地境界線までの距離を 50cm 以上確保した計画としております。

また、道が行き止まりであることから、敷地内に回転広場に準ずる空地を確保するとともに、敷地東側に隣地への避難口を設けまして、2 方向への避難経路を確保しております。

1 枚おめくりいただきまして、5 ページが計画建築物の平面図、6 ページが立面図、7 ページが断面図となってございます。

計画建築物の外壁及び軒裏を防火構造とし、防火性能を向上させる計画としてございます。

恐れ入ります、冒頭の議案書にお戻りいただきまして、調査意見の下段をご覧ください。

特定行政庁の所見として、本計画は、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないものと認め、許可したいと考えてございます。

説明は以上です。

○杉藤議長 ありがとうございます。ただいまの説明に対して委員の方からご質問、ご意見があればお願ひします。

関委員。

○関委員 「自動車の回転広場に準ずる空地を確保」とあるんですが、これは 3 の部分という意味ですか。

○目崎書記 お答えいたします。

今回、配置図のほうに記載が抜けてございましたが、口頭でご説明させていただきますと、路地状の一部の部分と、あとは道から敷地に入っている隅切り形状の部分、その部分が回転広場に準ずる空地となってございます。

○関委員 実際は、今のとおりに維持されれば回転できるのかなと思いますが、こういうふ

うになって、何も置かないで、完全にアスファルトではないですが。

あとは、隅切りのところにごみバケツが置いてあるとか、ある程度、転回できるのかなという感じですね。

○目崎書記 いろいろご意見をいただき、ありがとうございます。

先ほどの議案書でも回転広場の部分は斜線で明確に示してございましたが、許可するに当たっては、明確に配置図に示した上で許可に付したいと考えてございます。

○杉藤議長 加藤委員。

○加藤委員 今の回転広場が非常に気になるんですが、あとで詳細をご説明くださるとおっしゃった場所はどこか、もう一回確認させてください。

○目崎書記 口頭でのご説明になりますが、路地上部分の、おおよそにはなりますが、真ん中辺りぐらいまで。

○加藤委員 真ん中というのはどこですか。何番地の前とか。

○目崎書記 「路地状部分の長さ」という文字を記載しているかと思います。

○加藤委員 何ページですか。

○目崎書記 右肩の4ページが配置図になっておりまして、こちらの配置図の真ん中に「路地状部分の長さ」という文字があるかと思います。

○加藤委員 ありますね。

○目崎書記 そちらの真ん中辺りまで車が入ってくるということを確認してございます。

○加藤委員 この部分が回転広場に準ずるということですね。

○目崎書記 はい。そのようになっております。

○加藤委員 ここだけでいいんですね。分かりました。ありがとうございます。

○杉藤議長 ほかはいかがでしょうか。

よろしいですか。

それでは、次をお願いします。

○小林書記 続きまして、都の建築指導事務所が所管いたします建築基準法43条第2項第2号に関する、一括審査による許可同意基準に係る審査案件3件を読み上げさせていただきます。

整理番号1番、議案番号1027。建築主、一建設株式会社、武藏村山市大南三丁目。一戸建て住宅でございます。

整理番号2番、議案番号2021。建築主、株式会社壱國屋、東村山市栄町三丁目。一戸建て住宅でございます。

整理番号 3 番、議案番号 2022。建築主、株式会社壱國屋、東村山市栄町三丁目。一戸建て住宅でございます。

以上となります。

○杉藤議長 ただいまの説明に対しまして、委員の方からご質問、ご意見がございましたらお願ひします。

関委員。

○関委員 2021、2022 の案件で、敷地前の通路は、橋みたいになっているんですか。

○目崎書記 お答えいたします。外形上は橋ではなく、蓋がされており、暗渠となっております。

○関委員 そうすると、占用しているけれども、実際は、この部分と周りの部分は、特に外形上、区別がつくような状態ではないということですか。

○目崎書記 はい。ご指摘のとおり、東村山市の占用許可においては、図面上では明確に占用範囲は決めていただいているが、現地でそこが明確になっているかといいますと、現時点では明確にはなっていないということでございます。

○関委員 そうすると、この部分は、敷地面積からは除外されているという理解でよろしいですか。

○目崎書記 はい。そのとおりでございます。

○関委員 ありがとうございました。

○杉藤議長 ほかはいかがでしょうか。

加藤委員。

○加藤委員 例えば、先ほどご案内のあった地図にもあったような気がするんですが、色が塗られていない白い部分がありまして、それが一体どういう位置づけなのか。それを教えてください。

要するに道路のネットワークがどうなっているかを見るときに、白い部分はどうなのかなと思いまして。ただ入れてないだけなのか。

例えば 2021 の様式 3 ですとか。

○目崎書記 2021 号でよろしいですか。

○加藤委員 間違えました 1027 号です。

○茂木幹事 恐れ入ります。1027 の案件でございます。

○加藤委員 失礼しました。

○茂木幹事 こちらは、赤く塗られているところと、黄色く塗られている 2 項道路と協定す

る白いスペースがございます。こちらの部分は、現況は道路状にはなってございますが、ここで言うと■■■の敷地の大半がその敷地となってございまして、敷地の中を道路状に整備されているもので、道路としてはつながってございますが、今回の協定では道路となつてございません。

○加藤委員 敷地の中に入っている？

○茂木幹事 はい。道路状の敷地が入っているものでございます。

○加藤委員 なるほど。分かりました。

それから、その下の■■さんと■■さんの間の白いところです。今回は余り関係ないかもしませんが、これはどういうことでしょうか。

○茂木幹事 こちらのところも、通常ですと位置指定道路にはなるんですが、これもされてはなくて、ただこの部分が道路状に整備されているということになります。

○加藤委員 では、宅地という名目になっているけれども、形として道路状になっている。

○茂木幹事 そうです。奥の方の所有だということです。

○加藤委員 奥の方の所有。

○茂木幹事 はい。半分ずつ奥の方が所有されて、道路状に整備されているという形です。

○加藤委員 だから白くなっているんですね。ありがとうございました。

○杉藤議長 関委員。

○関委員 要するに、関係する通路は赤くしているけれども、関係していないところの道路でない通路は白いという理解でよろしいですか。

○茂木幹事 協定通路については赤くしてございます。

○関委員 関係ないところで。

例えば今までいくと、赤と黄色が交差するところに、大きな隅切りがある、太い、白い道があります。■■さんの角。西に向かって延びる結構太い、白い道は、道路に見せかけて通路。でも、協定通路じゃないから白いのか。それとも、ここには関係ないから白いのかなと思ったんですが。

要するに、図面に入っているところは全部、通路協定があるかないか調べるのが大変だから、関係するところ以外の通路は、協定があろうがなかろうが白いのかなと思ったんですが、そうじゃないんですか。

○茂木幹事 少し塗り方にもあると思うんですが、今回の協定に関わる協定通路については赤くしております、そのほかで、協定に関連するところについては点線とかで表示することはございます。今回、道路としているところは黄色く塗らせていただきました。

今、委員からご指摘のあった反対側の白くしているところは、別の協定で担保されていますが、今回の案件の協定ではございませんので白くしております。

○関委員 基本的には理解が正しいというふうに認識しました。ありがとうございます。

○杉藤議長 ほかはいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

○小林書記 同意議案に係る案件は以上でございます。

○杉藤議長 それでは、これより協議に入りますので、傍聴人の方は退室をお願いします。

<傍聴人退室>

評議

○杉藤議長 それでは、同意議案についてお諮りをします。

第 1027 号議案から第 1030 号議案、第 2021 号議案から第 2023 号議案、計 7 件の議案をご審議願いましたが、この 7 件の議案について、原案どおり同意することでよろしいですか。

<異議なしの声あり>

○杉藤議長 ありがとうございます。それでは、同意することといたします。

何かほかにありませんか。